獣害用電気柵の安全な使用について

近年、イノシシ等による農作物等への被害防止対策として、獣害防止用電気柵の設置が普及しています。

電気柵を設置する際は、次の内容に留意し、適切な設置・使用管理をお願いします。

「電気用品安全法適合品マーク」が付されているものを使用する

獣害防止のために設置する電気柵は、感電や火災の恐れがないように設置する必要があります。

ホームセンター等販売店の取扱商品（「電気用品安全法適合品マーク」が付されているもの）を使用し、取扱説明書をご確認の上、安全に使用してください。

なお、電気柵には、「電気用品安全法適合品マーク」のほか、認定・承認機関のマークや製造業者の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力などが併せて表示されていますのでご確認ください。

電気用品安全法適合マーク

電気柵設置の周知と定期的な保守点検に努めましょう

・周囲の人が容易に視認できる位置・間隔に、見やすい文字で危険表示を行ってください。

・アース棒をきちんと地面に埋設することで、電気柵を効果的に使用できます。

・設置後は定期的に草刈りを行い、保守点検をすることで、漏電や事故防止に努めましょう。

危険表示の例